

大和市屋外広告物条例逐条解説

第1章 総則（第1条・第2条）

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件について必要な規制を行うことにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

【趣旨】

- ・本条は、大和市屋外広告物条例（以下「条例」という。）が、屋外広告物法に基づき制定されたものであること、条例の目的は、屋外広告物法と同様に良好な景観の形成又は風致の維持と公衆に対する危害の防止に限定されていること、これらの目的のために屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件についての規制に関する事項を定めていることを明らかにしたものである。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

【趣旨】

- ・本条は、この条例における用語の意義が法の例によることを示したものである。

【解説】

<屋外広告物>（法2条第1項）

次の要件を全て満たしているものを言う。

常時又は一定の期間継続して表示されるものであること。

屋外で表示されるものであること

公衆に表示されるものであること

看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

<屋外広告物を掲出する物件>

- ・ 広告塔、広告板など屋外広告物を掲出する目的で設置される物件。

<良好な景観の形成若しくは風致の維持>

- ・ 屋外広告物は景観の重要な構成要素であるとともに市民生活にも欠くことのできないものであるため、単に排除するのではなく、良質で地域の景観に調和した表示・掲出を行

うことで良好な景観の形成に寄与することが屋外広告物の重要な役割である。

< 公衆に対する危害の防止 >

- ・ 設置管理の瑕疵による倒壊等の直接的危害を防止。
- ・ 物件設置により、見通し不良又は信号機・道路標識の妨害等によって生ずる危害を防止。

第2章 広告物の制限

第1節 許可、禁止地域等（第3条 第12条）

（許可等）

第3条 本市内に屋外広告物（以下「広告物」という。）を表示し、又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をする場合において、良好な景観を形成し、又は風致を維持するため必要な条件を付することができる。

3 第1項の許可の期間（以下「許可期間」という。）は、3年以内とし、別表に定める広告物及び掲出物件の種類のとおりとする。

【趣旨】

- ・ 第2章第1節は、良好な景観の形成又は風致（自然美）の維持と、公衆に対する危害の防止のため、必要な規制を定めている。
- ・ 本条は、上記の目的のため、市内に広告物を表示し、掲出物件を設置することについて、許可制とすることを定めている。

【解説】

< 第1項 >

- ・ 本項は、良好な景観の形成若しくは風致を維持、及び公衆に対する危害を防止するため、条例第5条第1項、第2項に掲げる禁止地域等を除き、市全域を許可地域とし、屋外広告物法第4条に基づき、以下の場合に許可を受けなければならないことを定めたものである。

新たに広告物を表示等する場合

許可内容を変更する場合

継続して表示等する場合（条例第11条《変更・継続》を参照）

< 第 2 項 >

- ・ 本項は、許可にあたって必要な条件を付することができることを定めている。なお、変更、継続の場合も同様である。

< 第 3 項 >

- ・ 時間の経過によって、老朽化、退色、塗料等がはく離して景観や風致を害するものとなったり、材料の腐食、ボルトの緩み等により倒壊、落下して公衆に危害を与えるおそれがあるため、許可の期間の上限を 3 年とする。

(許可申請手数料)

第 4 条 前条第 1 項の許可の申請をしようとする者は、申請の際に別表に定める広告物及び掲出物件の種類により、手数料を納めなければならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、広告物の表示等を行うため、許可を受けようとする者（変更及び継続を含む。）は、条例別表に定める許可申請手数料を納めなければならないという納付義務を定めたものであり、広告物を表示する者の義務の一つである。

【解説】

< 手数料について >

- ・ 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。（地方自治法第 2 2 7 条）
- ・ 「大和市使用料・手数料の受益者負担の適正化方針」に従い積算をしたものである。

(禁止地域及び禁止物件)

第 5 条 次に掲げる地域又は場所には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 110 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された地域のうち、市長が指定する地域
- (2) 文化財保護法第 182 条第 2 項の規定により、神奈川県又は市が条例の定めるところにより指定した地域又は場所並びに条例の定めるところにより指定した建造物の敷地及びその周辺の地域のうち、市長が指定する地域
- (3) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項の規定により指定された保安林
- (4) 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定により定められた特別緑地保全地区
- (5) 古墳、墓地又は火葬場
- (6) 道路及び鉄道の線路用地並びにこれらから展望できる範囲で、市長が指定する地域
- (7) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項に規定する河川区域

【趣旨】

- ・ 本条第 1 項は、主として良好な景観の形成若しくは風致の維持の観点から、広告物の表示等を全面的に禁止する地域を規定したものである。

【解説】

- ・ 文化財のある地域、河川や緑地は、文化的な景観や風致を維持する必要性の高い地域であり、広告物の表示等によって景観や風致が損なわれる可能性が高い。また、高速自動車道及び新幹線の沿線においては、広告物の表示等により旅行者からの景観が損なわれる可能性が高い。そこで、これら地域を広告物の表示等を禁止する地域とする。（法第 3 条第 1 項に基づく規制）

< 禁止地域 >

- ・ 文化財保護法による国指定の史跡名勝天然記念物
- ・ 文化財保護法に基づき県又は市の条例により、指定された建造物、天然記念物
- ・ 森林法により指定された保安林（水源かん養、土砂流出防止、火災防備等の機能）

- ・ 都市緑地法第 12 条第 1 項の規定により定められた特別緑地保全地区
- ・ 古墳、墓地又は火葬場
- ・ 道路及び鉄道の線路用地並びにこれらから展望できる範囲（区域については平成 20 年 月 日大和市告示 号を参照）
- ・ 河川法第 6 条第 1 項に規定する河川区域

2 交差点及び踏切並びにその周辺のうち交通安全を確保するために必要と認める地域として市長が指定する地域においては、規則で定める広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

【趣旨】

- ・ 本項は、市長が指定する交差点・踏切付近において、信号機や踏切遮断機の視認性を確保し、誤認を防止し、交通安全を阻害することのないよう、規則で定める広告物の表示等の禁止を規定したものである。（法第 3 条第 3 項に基づく規制）

【解説】

< 禁止する場所 >

- ・ 市長が区域を指定（平成 20 年 月 日告示第 号参照）
- ・ 一般国道・県道・幹線道路（都市計画道路）同士が交差する、信号機のある交差点
- ・ これらの道路と鉄道の踏切
- ・ 上記の周辺 10メートル以内の区域
- ・ ただし、下端位置が 10メートルを超えるものを除く。

< 禁止する広告物 >（規則第 3 条）

- ・ 映像装置等による広告物（可変表示式広告物）は、非常に誘目性が高い。交差点や踏切付近に設置された場合には、信号機や踏切遮断機が見えにくくなることが懸念される。
- ・ そこで、映像装置、可動式ポスター、電光ニュース板、電光広告板その他の常時表示の内容を変えることができる可変表示式屋外広告物を禁止する広告物として規則で定めている。
- ・ ただし、表示面積が 1 平方メートル以下で、地上からの高さが 2メートル以下のものを除く
- ・ この規定では、適用除外規定（第 8 条第 2 項、第 3 項）を適用しない。10 平方メートル以下の自家用広告物も禁止する。

- 3 次に掲げる物件には、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。
- (1) 橋りょう、(ガード類を含む。)、高架構造物、トンネル、信号機、道路の分離帯及び防護さく、道路標識、駒止、里程標その他これに類する物件
 - (2) 街路樹及び路傍樹
 - (3) 郵便差出箱、信書便差出箱、電話ボックス、公衆便所並びに路上に設置する変圧器及び配電器
 - (4) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件
 - (5) 消火栓、火災報知器、指定消防水利標識、防火水槽標識及び火の見やぐら
 - (6) 送電塔、送受信塔及び照明塔
 - (7) 煙突及びガスタンクその他これに類する物件
 - (8) 景観法(平成16年法律第110号)第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木
- 4 石垣その他これに類する物件には、広告物を直接表示してはならない。
- 5 電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所の上屋及び植樹帯には、はり紙(ポスターを含む。以下同じ。)、はり札等、広告旗又は立看板等を表示してはならない。
- 6 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

【趣旨】

- ・ 本各項は、良好な景観の形成若しくは風致の維持の観点及び公衆に対する危害の防止の観点から、広告物の表示等を禁止する物件を規定したものである。

【解説】

- ・ 景観の形成や、風致の維持、又は交通安全の確保のため、公共的、公益的物件等への広告物の表示等を禁止する。
- ・ なお、市民の権利を不当に制限することのないよう配慮しつつ、法の目的を達成する適切な制限とするため、4つに区分し禁止する。

<第3項(全面禁止物件)>

- ・ 橋りょうや街路樹、銅像などの公共的、公益的物件への無秩序な広告物の表示は、良好な景観や風致を著しく阻害するものである。また、信号機や道路標識の視認を妨害し、見通しの不良を生じさせ公衆に危害を与えるおそれもある。そこで、公共的・公益的物件に対しては、広告物の表示等を禁止する。

- ・ 第1号の「類する物件」は、道路情報管理施設をいう。（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。）
- ・ 第4号の「類する物件」は石塔をいう。
- ・ 第7号の「類する物件」は石油等の貯蔵タンクをいう。

< 第4項（広告物の直接表示を禁止する物件） >

- ・ 石垣その他これに類する物件は、土地と一体となって地域景観を形成しているため、塗料等で直接に広告物が表示された場合、風化や汚損等により、著しく景観や風致を損なうおそれがあるため、広告物の直接表示を禁じる。
- ・ 直接表示を禁止するとは、塗料等により直接に表示する場合をいう。
- ・ 「その他これに類する物件」とは、石垣に隣接する道路、土地等と高低差のある土地の法面等の土留め等を目的としてつくられた擁壁の類並びに崖、土手及び堤防をいう。
（物件が土留め機能を有していない限り該当しない）

< 第5項（はり紙、はり札、立看板の表示を禁止する物件） >

- ・ 当該物件（特に電柱及び街路柱）については、はり紙等が表示され、著しく景観を阻害している実情から禁止をする。
- ・ なお、電柱、街灯柱等については、既に添か看板等が表示されていることを勘案し、はり紙、はり札等、広告旗、立看板等に限定して表示等を禁止する。

< 第6項（広告物の表示を禁止する物件） >

- ・ 道路の路面に対してレーザー光線を利用した広告物の表示又は塗装等による表示が禁止となる。

（禁止広告物）

第6条 次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽したもの
- (3) 倒壊又は落下のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

【趣旨】

- ・ 本条の規定は、第1に、「著しく景観や風致を害する広告物及び公衆に対し危害を及ぼすおそれのある広告物の表示等は許されない。」という都市社会における広告物についての一般的な規範を明確にするものである。第2に、条例第17条（違反に対する措置）との関係において、市長が第17条の規定に基づき必要な措置をとるときの判断の基本となるものである。

【解説】

- ・ この規定は、禁止地域・禁止物件等、許可地域等の規定とは関係ない。したがって、本市の全ての区域において、また、禁止物件でない物件についても、本条各号に規定される広告物の表示・設置は禁止される。適用除外となる広告物についても同様である。

（基準の設定）

第7条 次に掲げる広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、規則で定める基準に適合しなければならない

- (1) 建築物の壁面を利用するもの
- (2) 建築物から突出するもの
- (3) 広告塔及び広告板等
- (4) 電柱及び街灯柱を利用するもの
- (5) 電車、自動車等の外面を利用するもの
- (6) 標識柱を利用するもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が第26条の規定により指定した広告景観形成地区にあっては、第27条第2項第2号の規定により定めた基準に適合しなければならない。

【趣旨】

- ・ 本条第1項については、条例の目的を達するために、全市域を許可地域（禁止地域を除く）とし、規則により広告物の表示又は設置の位置、形状、規模、色調等についての許可基準を設け、この許可基準に合致したものは、原則的には、良好な景観の形成若しくは風致の維持、又は公衆に対する危害防止の面で問題がないとして許可することとし、条例による広告物等の許可制度の実効性を確保するものである。
- ・ 本条第2項については、地区の特性を活かした広告物景観の形成を図る制度である「広

告景観形成地区制度」(条例第26条から第28条)において、当該地区独自の許可基準を設定できることとしており、同制度の実効性を確保するため規定するものである。

【解説】

<許可地域区分>(規則第4条別表1)

- ・ 許可地域は、本市の都市構造・景観構造の特性と土地利用の状況にあわせた誘導を図るため、地域の特性に合わせて区分し、それぞれに許可基準を定める。

<許可基準>(規則第4条別表2)

- ・ 許可地域を以下のとおり5つに区分し、区分ごとに基準を設ける。
- ・ なお、電柱等を利用したもの、電車・自動車を利用したもの、広告塔・広告板に類似したもの(アーケード・立看板等)などについては、土地利用の状況との関連性が低いことから、許可地域区分は適用しない。

第1種許可地域：住居専用地域・市街化調整区域

- ・ 良好な住環境を保全し、自然環境との調和を図る地域であり、広告物の表示を極力抑制する

第2種許可地域：第一種住居地域・国県道沿道の市街化調整区域

- ・ 住居を主体としながら、中規模な店舗の立地が認められる地域であるため、住居専用地域等の基準より、やや基準を緩和する。

第3種許可地域：工業系用途地域・国県道沿道の第一種住居地域

- ・ 生産・流通系の用途として土地利用がなされ大規模な工場や自動車関連施設等が立地する地域、または住居系用途地域ではあるが国道等の沿道であって、ある程度広告物の需要のみられる地域であるため、第一種住居地域の基準より、やや緩和する。

第4種許可地域：準住居地域・第2種住居地域

- ・ 国道等の沿道でロードサイド型店舗等が立地し、広告物の需要が高い地域であり、ある程度広告物の表示を許容する。

第5種許可地域：商業系用途地域

- ・ 商業・業務活動の利便が高く多様な土地利用が行われ、最も広告物の需要の高い地域であるため、広告物の表示を許容する

区分によらない基準

- ・ 電柱等を利用したもの、電車・自動車を利用したもの、広告塔・広告板に類似したもの(アーケード・立看板等)

(適用除外)

第8条 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条、第5条及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 法令の規定により表示する広告物又はその掲出物件
- (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のため使用する広告物又はその掲出物件

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条、第5条第1項及び第3項から第6項まで並びに前条の規定は、適用しない。

- (1) 案内図その他公衆の利便に供する広告物又はその掲出物件で規則で定めるもの
- (2) 祭典用その他慣例上使用される広告物又はその掲出物件で規則で定めるもの
- (3) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物で、周囲の景観に調和するものであり、かつ、営利を目的としないもの
- (4) 電車又は自動車に表示する広告物で規則で定めるもの
- (5) 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所又は事業所、営業所若しくは作業場に表示する広告物又はその掲出物件で規則で定める要件に適合するもの
- (6) 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物又はその掲出物件で規則で定める基準に適合するもの

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第3条の規定は、適用しない。

- (1) 営利を目的としないはり紙、はり札その他これらに類する広告物で規則で定めるもの
- (2) 公共団体、公益法人その他これらに類する団体が表示し、又は設置するもので公益上必要と認められるもの

【趣旨】

- ・ 本条は、われわれが社会生活を営むうえで必要とされる最小限度の広告物は、条例の規制の対象から除外するのが適切であるとの考えに基づき、条例の規制の対象から適用除外する広告物について規定したものである。
- ・ 禁止規定、許可手続き、許可基準が適用除外となるものと、許可手続きのみが適用除外になるものとは分けて規定する。

【解説】

<第1項第1号>

- ・ 建築基準法第89条第1項（建築等を行う場合の建築主、設計者、工事施行者等の表示）
- ・ 道路法第45条第1項（道路標識の設置）同法第47条の4（通行の禁止又は制限の場合における道路標識）
- ・ 文化財保護法第115条第1項（史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板等の設置）
- ・ 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第4条（保存樹又保存樹林の表示の標識）
- ・ 建設業法第40条（建設工事の現場等への標識の表示）
等

<第1項第2号>

- ・ 公職選挙法の規定に基づき使用を容認されているポスター、立札、ちょうちん及び看板の類（のぼり旗を含む。）

<第2項第1号>（規則第5条第1項）

- ・ 国及び地方公共団体の公報資料・広報資料・案内板・掲示板
- ・ 災害、伝染病の発生等における緊急な事項を告示するもの
- ・ その他これらに類するものとして市長が認めたもの（上記2項目に直ちに該当するといい難い広告物について、その目的、内容、公衆の利便等を勘案して個別に判断される。）

<第2項第2号>（規則第5条第2項）

- ・ 社寺、教会等の礼式並びに冠婚葬祭の際掲出されるもの
- ・ 地方の年中行事のための表示又は設置されるもの
- ・ その他これらに類するものとして市長が認めたもの（上記2項目に直ちに該当するといい難い広告物について、その目的、内容を勘案して個別に判断される。）

<第2項第3号>

- ・ これらが都市景観を向上させようという動機により表示されるものであるため、周囲の景観に調和すること及び 営利を目的としないという2要件に該当した場合について適用を除外するものである。

<第2項第4号>（規則第5条第3項）

- ・ 電車の車体に所有者の氏名、名称若しくは商標又は所有者の事業若しくは営業の内容を表示するもの

- ・ 自動車の車体に所有者若しくは管理者の氏名、名称、店名若しくは商標又は所有者若しくは管理者の事業若しくは営業の内容を表示するもの
- ・ 道路運送車両法に基づく登録を受けた自動車で使用の本拠の位置が本市外にある広告物であって、その使用の本拠の位置において適用される都道府県又は市町村の屋外広告物に関する条例の規定に従って表示されるもの

< 第 2 項第 5 号 > (規則第 5 条第 4 項)

- ・ 自己の営業に係る特定の商品名等を表示する場合は、表示面積が全体の表示面積の 2 分の 1 以下であるもの
- ・ 表示面積の合計が 10 平方メートル以下 (禁止地域にあつては、5 平方メートル以下)

< 第 2 項第 6 号 > (規則第 5 条第 5 項)

- ・ 表示面積の合計が 1 平方メートル以下で地上からの高さが 2 メートル以下のもの

< 第 3 項第 1 号 > (規則第 5 条第 6 項)

- ・ 表示面積が 1 平方メートル以下
- ・ 政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの又はその他営利を目的としないと認められる会合及び催物類の掲示をするもの
- ・ 「政治団体、労働組合等」は、例示的な列挙であり、通常政治活動又は労働組合活動、社会改革運動、生活改善運動等を行う、あらゆる団体が対象となるものと解釈される。
(団体だけでなく個人も対象)

< 第 3 項第 2 号 >

- ・ 公共団体とは、公共の福祉の実現を目的とし、法令の規定に基づいてその存立の目的を与えられた団体で地方公共団体、土地改良区、水害予防組合など
- ・ 公益法人とは、営利を目的としない法人で、民法に基づく公益法人、宗教法人、学校法人、医療法人、社会福祉法人 (ただし、営利を目的とする表示は対象外)
- ・ その他これに類する団体とは、公共の福祉の実現を目的とする法人格のない団体で、地域の社会福祉協議会、地域振興会、交通安全協議会、地域自治会、防犯協会等が考えられる。

< 適用除外の不適用 >

- ・ 本条の規定に該当する広告物であっても、本条の規定に該当しない広告物を併せて表示したときは、本条の規定は適用しない。(規則第 6 条)

(適用除外の特例)

第9条 市長は、広告物及び掲出物件が良好な景観の形成に資すると認めるときは、これらに対して第3条、第5条及び第7条の規定の適用を除外することができる。

2 前項の場合において、当該適用の除外を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、表示しようとする広告物等が、規則で定める許可基準に適合せず又は禁止地域若しくは禁止物件に表示しようとする場合において、表示者が適用の除外を受けたい旨を申請したとき、市長が、当該広告物の表示が当該地域の良好な景観の形成や風致の向上に資すると認める場合は、街づくり推進会議の意見を聴いたうえで適用を除外することができることを定めたものであり、適用除外の特例となる制度である。

【解説】

< 特例の例 >

- ・ 適用除外となる事例としては次の場合が考えられる。
 - 塀や建物に塗料などで描かれた周辺の景観に調和した営利を目的としない広告物（絵画等）
 - 許可基準を超える規模の広告物であるが、周辺の景観に調和し、街のシンボルとして必要と認められるもの
 - 禁止物件に表示される広告物であるが、良好な景観の形成や風致の向上に資すると認められるもの

(標識票)

第10条 第3条第1項の許可を受けた者は、その広告物又は掲出物件の一部に標識票をはり付けなければならない。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。

【趣旨】

- ・ 本条は、許可を受けて広告物を表示する者に対して課せられている義務の一つであり、広告物が適正に許可を得て表示されていることが、当該広告物を一見しただけで分かるように、標識票の貼付義務を規定しているものである。

【解説】

- ・ はり紙等については、標識票に代えて許可印を押すものとする。また、許可印を押すことが困難と認められる場合は、市長が認める方法を持ってこれに代えることができる。
(規則第7条)

(変更及び継続)

第11条 第3条第1項の許可を受けた者は、その許可の内容に変更を加え、又はその広告物若しくは掲出物件を改造若しくは移転しようとするときは、更に許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。

- 2 許可期間の満了後、更に継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、期限満了の30日前までに市長に許可の申請をしなければならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、既に許可を受けた広告物等であっても、その内容に変更を加えたり、これを改造若しくは移転しようとするとき、及び許可期間満了に伴い継続して表示をするときは、更に許可を受けなくてはならないことを定めている。

【解説】

<第1項>

- ・ 変更又は改造とは、表示面積の変更、広告物を掲出する物件の改造、表示内容の変更等をいう。
- ・ 変更等の許可対象外となる軽微な変更等については、広告物の表示内容、意匠若しくは色彩又は特に付された条件に変更を加えない程度の修繕、補強又は塗替えとする。(規則第9条)例えば「退色防止の塗り替え」、「外観・構造の顕著な変更を伴わない修繕・取替え・補強」、「表示内容のうち従たる内容の変更」などが該当する。
- ・ 管理者等に変更があった場合には、その旨を届け出ることを規定する。

<第2項>

- ・ 継続して表示する場合は、許可期間満了の30日前までに、許可の申請をしなくてはならないことを規定したものである。

(完了届)

第12条 第3条第1項の許可を受けた者は、その広告物又は掲出物件の表示、設置、変更、改造又は移転が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

【趣旨】

- ・表示等された広告物が、許可申請の内容と一致しているかを確認するため、完了時の届出義務を規定したものである。

第2節 広告物等の管理等(第13条 第16条)

(管理義務)

第13条 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者(以下「設置管理者」という。)は、これらに関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

【趣旨】

- ・第2章第2節は、屋外広告物の適正な管理のため必要な事項を定めている。
- ・本条は、どのような広告物であっても、必要な管理を怠れば、年月の経過に伴って、良好な景観形成、風致の維持からも、また、公衆に対する危害の防止の観点からも有害なものとなることから、許可を受けた広告物だけでなく、適用除外を含む全ての広告物について、良好な状態を保持するために必要な管理を行う義務を規定したものである。

【解説】

<管理義務>

- ・条例第14条に規定する特定屋外広告物安全管理者が置かれている場合、当該安全管理者も、この管理義務を負うこととなる。また、実際に管理を行うものとして許可申請書に記載されている「管理者」も同様に本条の管理義務を負うものである。
- ・「良好な状態に保持」とは、表示した当初の当該広告物の機能を殆どそのまま保持することである。
- ・本条の管理義務に違反した場合は、条例第17条に規定する措置命令の対象となる。

(特定屋外広告物安全管理者の設置)

第14条 建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項に定める工作物であって、高さ4メートルを超える広告物を表示し、又は掲出物件を設置する者は、規則で定めるところにより特定屋外広告物安全管理者を置かなければならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、大型の広告物の増加や都市の過密化により、広告物による事故が起きた場合に、大きな事故につながることから、広告物の適正な管理と安全性の向上を図るため、広告物の表示者等に対して、一定規模以上の大型の広告物について、規則に規定する一定の資格を有する者を「特定屋外広告物安全管理者」として設置する義務を規定したものである。

【解説】

<設置基準>

- ・ 特定屋外広告物安全管理者を置く基準は次のとおり。
 - 1)建築物の上部に突出するもので、高さが建築物の上端から4メートルを超えるもの
 - 2)広告塔及び広告板で高さが地上4メートルを超えるもの

<特定屋外広告物安全管理者>(規則第11条)

- ・ 屋外広告物業を営むものの教育については、法に基づく業規制(登録制度)の事務として、県が担うものである。そこで、特定屋外広告物安全管理者には、県条例第14条の11第1項各号に該当するものをあてることとする。

《特定屋外広告物安全管理者の資格は次のとおり》

- ・ 神奈川県屋外広告物条例第14条の11第1項各号に該当するものとする
 - (1) 他の都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市が行う広告物に関する講習会の課程を修了した者
 - (2) 法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者
 - (3) 広告美術仕上げに関し、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づき、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練の修了証書の交付を受けた者
 - (4) その他知事が次条第1項の講習会の課程を修了した者と同等以上の知識を有すると認定した者

(除却の義務)

第 1 5 条 設置管理者は、許可期間が満了したときは、10 日以内にこれらを除却しなければならない。許可を取り消されたときも、同様とする。

2 設置管理者は、その広告物を表示し、又は掲出物件を設置する必要がなくなったときは、これらを速やかに除却しなければならない。

3 設置管理者は、はり紙、ポスター等修復できない広告物がき損し、又は汚損したときは、速やかに除却しなければならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、許可を受けた広告物の表示者等及び管理者に対して課される当該広告物の除却の義務について定めたものである。

【解説】

- ・ 表示者等は、許可期間が満了したとき、表示の必要がなくなったとき、はり紙等の広告物がき損したときは、除却する義務を負うものとする。

(除却等の届出)

第 1 6 条 設置管理者は、許可を受けた広告物又は掲出物件を許可期間の満了前に除却し、又は滅失したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

【趣旨】

- ・ 設置管理者は、許可期間満了前に除却・滅失した場合には、届け出る義務について規定したものである。

第 3 節 違反に対する措置 (第 2 6 条 第 2 8 条)

(違反に対する措置)

第 1 7 条 許可を受けた広告物若しくは掲出物件が良好な景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるに至ったとき、又は許可申請書に虚偽の事項があったときは、市長は、その許可を取り消し、又は設置管理者に対して、5 日以上の期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 この条例又はこの条例に基づく規則に違反した広告物又は掲出物件があるときは、市長は、設置管理者に対して、5日以上の期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

【趣旨】

- ・ 第2章第3節は、条例の規定に違反した場合の措置を規定する。
また、法第7条第2項（略式の代執行）、第4項（簡易除却）の規定に基づき除却した広告物の取り扱い手続きについて規定している。
- ・ 本条は違反広告物の表示者等及び管理者に対し、違反に対する措置として、許可の取消し、措置命令又は除却命令を行うことができることを定めたものである。

【解説】

<第1項>

- ・ 本項は、許可を受けている広告物等であっても、当該広告物等が、良好な景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認められるとき、又は許可申請書に虚偽の事項があったときには、広告物の表示者等及び管理者に対して、その許可を取り消し又は改修、移転、除却、その他必要な措置を命ずることができることを定めたものである。

<第2項>

- ・ 許可を受けずに許可地域に表示されている広告物、禁止地域や禁止物件に表示される広告物、適用除外の基準に違反した自家用広告物など条例・規則に違反したものについて、改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

第18条 市長は、法第7条第2項の規定により掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときには、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

【趣旨】

- ・ 市長が、違反する掲出物件の設置者又は管理者を確知できない場合、当該掲出物件が、ある程度以上の財産的価値を有することから、相当の期限を定め、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告する手続を定めたものである。

【解説】

- ・ 違反者が義務を履行しない場合には、原則として行政代執行法による代執行を行うことが出来る。
- ・ 違反広告物のはり紙、はり札、広告旗、立看板等である場合は、行政代執行法の手続によらず、法第7条第4項により、市長自ら又はその命じた者若しくは委任を受けたものが直接除却できる。（県事務処理特例条例改正による簡易除却事務の移譲）

（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項）

第19条 法第8条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及び除却し、又は除却させた日
- (3) その広告物又は掲出物件の保管を開始した日
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

【趣旨】

- ・ 本条は、法第8条第2項に基づき市長が広告物又は掲出物件を保管した場合の公示事項を定めたものである。

【解説】

- ・ 第4号に規定する「必要と認める事項」とは、返還場所の連絡先、写真等が考えられる。
- ・ なお、公示は必ずしも除却した広告物等一件毎に必要なわけではなく、種類毎、除却場所毎などにある程度まとめて公示することは差し支えない。

（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法）

第20条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、規則で定める場所に14日間（法第8条第3項第1号に規定する広告物にあっては、2日間）掲示すること。
 - (2) 法第8条第3項第2号に規定する広告物又は掲出物件については、前号の掲示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者（第24条第1項において「所有者等」という。）を確知することができないときは、その掲示の要旨を公告すること。
- 2 市長は、規則で定めるところにより、保管した広告物又は掲出物件の一覧簿を作成し、関係者の閲覧に供するものとする。

【趣旨】

- ・ 本条は、法第 8 条第 2 項に基づき市長が広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の方法を定めたものである。

【解説】

< 公示場所 > (規則第 1 3 条第 1 項)

- ・ 大和市掲示設置規程に定める掲示場 (下鶴間一丁目 1 - 1 : 市役所)

< 一覧簿記載事項 > (規則第 1 3 条第 2 項)

- ・ 「名称・種類・数量」、「放置されていた場所」、「除却し又は除却させた日」、「保管を開始した日」、「保管場所」、「その他市長が必要と認めた事項 (前条解説参照) 」を記載する。

(広告物又は掲出物件の価額の評価の方法)

第 2 1 条 法第 8 条第 3 項の規定により、広告物又は掲出物件の価額を評価するときは、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

【趣旨】

- ・ 法第 8 条第 3 項の規定により、広告物又は掲出物件を売却しようとする際は、広告物又は掲出物件の価額に比しその保管に不相当な費用又は手数料を要することが要件のひとつとされているが、本条は、法第 8 条第 3 項に基づきその評価の方法を定めるものである。

【解説】

- ・ 「保管に不相当な費用を要する」とは、その時点までの保管費用と当該広告物の評価額を比較し、前者が大きいことが明らかなことをいう。
- ・ 「その保管に不相当な手数料を要する」とは、保管に特別な勤務や人数を必要とする場合をいう。

(保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の手続)

第 2 2 条 法第 8 条第 3 項の規定により、保管した広告物又は掲出物件を売却する場合は、規則で定める方法により行うものとする。

【趣旨】

- ・ 本条は、法第 8 条第 3 項に基づき、市長が保管した広告物又は掲出物件を売却する場合の
 手続を定めたものである。

【解説】

< 売却方法 > (規則第 1 4 条)

- ・ 大和市契約規則第 9 章の例による。(物品の売り払い)

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第 2 3 条 法第 8 条第 3 項各号に規定する条例で定める期間は、次のとおりとする。

- (1) 法第 7 条第 4 項の規定により除却された広告物 2 日
- (2) 特に貴重な広告物又は掲出物件 3 月
- (3) 前 2 号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 2 週間

【趣旨】

- ・ 法第 8 条第 3 項では、市長が保管した広告物又は掲出物件について売却しようとする際
 には、同条第 2 項に定める公示の日から同条第 3 項で定める広告物等の区分に従い、一
 定の期間が経過してもなお返還できないことが要件のひとつとされている。本条は、法
 第 8 条第 3 項に基づき、その公示の日から売却可能となるまでの期間を定めものである。

【解説】

- ・ 期間については、法第 8 条第 3 項に定める最低期間としている。

(保管した広告物又は掲出物件の返還の手続)

第 2 4 条 市長は、所有者等から保管した広告物又は掲出物件 (法第 8 条第 3 項の規定に
 より売却した代金 (次項において「売却した代金」という。) を含む。) の返還を求め
 られたときは、受領書と引換えに返還しなければならない。この場合において、市長
 は、所有者等にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつて
 所有者等であることを証明させなければならない。

2 売却した代金の額は、法第 8 条第 5 項の規定により売却に要した費用に充てた場合に
 あっては、当該売却に要した費用に相当する金額を控除した金額とする。

【趣旨】

- ・ 本条は、市長が保管した広告物等を所有者等に返還する場合の手続きを定めたものであ
 る。

(報告及び立入検査)

第 25 条 市長は、法及びこの条例の施行に必要な限度において、設置管理者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【趣旨】

- ・ 屋外広告物事務を適正に執行するためには、広告物等の実態を十分に把握する必要がある。そこで、本条は、条例に違反し、又は違反するおそれのある広告物について必要な限度において、広告物の表示者等に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に広告物のある土地・建物に立ち入り、当該広告物等を検査させることができることを定めたものである。

【解説】

< 第 2 項 >

- ・ 立入検査は、相手方の権利や自由を制限することになるため、行う場合には必ず規則第 16 条に規定する身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

< 第 3 項 >

- ・ 本条により報告を求めたり、立入検査を行うことができるのは、条例の適切な運用を図るため必要な場合に限定されるので、犯罪捜査のために報告を求めたり、立入検査を行うことはできない。

第3章 広告景観形成地区

(広告景観形成地区の指定)

第26条 市長は、景観を形成するため特に必要であると認める地域を広告景観形成地区として指定することができる。

(広告景観形成地区の地区基本計画)

第27条 市長は、広告景観形成地区を指定しようとするときは、当該広告景観形成地区における広告物及び掲出物件に関する基本計画（以下「地区基本計画」という。）を定めなければならない。

2 地区基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告景観形成地区の広告物及び掲出物件に関する基本目標及び方針

(2) 広告物及び掲出物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準

3 市長は、地区基本計画を定め、又は変更若しくは廃止しようとするときは、規則で定めるところによりその旨を公示し、その案を当該公示の日から起算して15日間一般の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による公示があったときは、当該広告景観形成地区内の住民及び当該広告景観形成地区内における設置管理者のうち意見を有する者は、縦覧に供された地区基本計画の案について、当該公示の日から起算して30日以内に市長に当該意見を記載した書面を提出することができる。

(広告景観形成地区における指導等)

第28条 市長は、広告景観形成地区において、景観の形成の推進のため必要があると認めるときは、設置管理者に対し、地区基本計画に適合するよう指導及び助言をすることができる。

【趣旨】

- ・第3章は地区の特性を活かした広告物景観の形成を進めるため、一定の地区を指定し、独自の許可基準を定めることのできる制度を設けることとした。本条は、この制度に係わる事項を定めたものである。

【解説】

< 地区指定 > (条例第26条)

- ・ 「景観を形成するため特に必要であると認める地域」とは、次のような場合が考えられる。

地域の住民による地区計画、建築協定、街づくり協定等の締結、協議会の設置等により、地域特性を活かした自主的な景観づくりの取り組みが行われている地域

自然景観又は歴史的な景観という「優れた景観資源」をもつ地域又は市街地の代表的な通りや鉄道駅前その他の良好な景観を形成、又は保全していくことが特に望まれる地域

商業活動を行う様々な店舗が集まり、地域としての表情等を持ち、それが住民及び来訪者に広く受け入れられている商店街等独特の「雰囲気」を形成している地域

優れた景観を形成するための地区の整備、公共施設等（街路など）の整備等の事業が実施され、又は計画されている地域

<地区基本計画>（条例第27条）

- ・ 「基本目標及び方針」とは、地区における広告物の規制又は誘導の基本的な方針であって、地区における街並みづくりに対応し、広告物の役割・位置付けを明確にし、これらの広告物を規制・誘導することにより、どのような街並みづくりを行うかという計画の方針を示すものである。
- ・ 「表示方法の基準」とは、地区独自の許可基準及び市長が条例第28条に基づき指導、助言するため必要となる具体的な基準等である。なお、地区独自の許可基準は、規則で基準等を定める手続に準じて設定されるため、条例の許可基準を強化・緩和、又は双方を取りいれることが可能となる。
- ・ 表示等は条例第7条第2項に基づき、基準に適合しなければならない。
- ・ 地区基本計画案等の公示は、大和市掲示場設置規程で行い、「地区基本計画の案」、「縦覧場所」、「条例第27条第4項の規定による住民等の意見を記載した書面の提出場所及び提出期限」を公示する。（規則第17条）

<指導等>（条例第28条）

- ・ 広告景観形成地区において、景観の形成の推進のため必要があると認めるときは、広告物を表示し、若しくは広告物を掲出する物件を設置する者又はこれらを管理する者に対し、地区基本計画に適合するよう指導及び助言をすることができる。

第4章 審議機関

(審議機関)

第29条 市長は次に掲げる場合は、大和市街づくり推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴かなければならない。

- (1) 第5条第1項第1号、第2号及び第6号並びに同条第2項の区域の指定若しくはその指定の変更若しくは解除をし、又はこれらを定める規定を設けようとするとき。
- (2) 第7条及び第8条に規定する基準等を定めようとするとき、又は第9条第1項の規定によりこの条例の適用を除外しようとするとき。
- (3) 第26条の広告景観形成地区の指定又はその指定の変更若しくは解除をしようとするとき。
- (4) 第27条第1項の地区基本計画を定め、又は変更若しくは廃止しようとするとき。

【趣旨】

- ・ 広告物を規制することは、広告物の表示者等の自己の財産を自由に使用する権利を制限することになり、さらに政治活動の自由、表現の自由、営業の自由等を制約することにもなりかねない。そこで、本条は、条例による規制が国民の基本的人権を不当に侵害しないようにするため、規制内容である広告物の基準等を定めるにあたっては、市の附属機関として学識経験者等で構成される審議会の意見を聴くことを定めたものである。

【解説】

- ・ 大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）に基づく既存の附属機関である「大和市街づくり推進会議」を審議機関とする。

< 意見聴取事項 >

- ・ 禁止地域指定、許可基準、適用除外の特例、広告景観形成地区指定（基本計画）について定め、変更する場合に、意見を聴くものとする。

第5章 雑則

(告示)

- 第30条 市長は、第5条第1項第1号、第2号及び第6号並びに同条第2項の区域を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 2 市長は、第26条の広告景観形成地区を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。
- 3 市長は、第27条第1項の地区基本計画を定め、又は変更若しくは廃止しようとするときは、その旨を告示しなければならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、市長が禁止地域の指定又はその指定の変更若しくは解除をしたとき及び広告景観形成地区の指定又はその指定の変更若しくは解除をしたときには、告示しなければならないことを定めている。さらに、地区基本計画を定め、又は変更若しくは廃止しようとするときも、告示しなければならないことを定めたものである。

【解説】

- ・ 本条の告示とは、条例により市長の指定した規制内容を公に広く一般に知らせる行為であって、法的効果を伴うものである。

(適用上の注意)

- 第31条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

【趣旨】

- ・ 本条は、屋外広告物に対する規制の対象が、憲法で保障された国民の政治活動の自由、表現の自由などの国民の基本的人権と密接な関連を有するものであることから、条例の施行にあたり、これらの基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならないことを確認的に規定したものである。

(処分、手続等の効力の承継)

第 3 2 条 設置管理者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前のこれらの者がした手続きその他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続きその他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

【趣旨】

- ・ 本条は、広告物等の表示者又は管理者について変更があった場合、従前の諸手続等の効力がその限りで失われたのでは、法律関係の安全性が害されることとなり、また、行政の実効性も期し難くなることから設けられた規定である。

(委任)

第 3 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【趣旨】

- ・ 本条は、条例を施行するにあたって、必要な事項は市長が定めることとしたものであり、本条に基づき規則が制定されている。

第6章 罰則

(罰則)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第3条第1項又は第5条の規定に違反した者

(2) 第11条第1項の規定に違反した者

(3) 第15条第1項の規定に違反した者

(4) 第17条の規定による命令に違反した者

2 第25条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、200,000円以下の罰金に処する。

3 第10条の規定に違反した者は、100,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第35条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

【趣旨】

- ・ 違反行為を抑止し、報告及び立入検査規定の実効性を確保するため、屋外広告物法（第14条）及び地方自治法（第14条）に基づき、罰金の規定を設ける。

【解説】

< 罰則 >

- ・ 許可・禁止、措置命令に対する違反については、50万円以下の罰金とする。
許可地域、禁止地域及禁止物件の規定に違反したとき。
変更許可・継続許可手続きの規定に違反したとき。除却の義務の規定に違反したとき。
違反に対する措置命令に違反したとき。
- ・ 報告や検査の拒否については、20万円以下の罰金とする。
報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- ・ 許可の表示の規定に対する違反については、10万円以下の罰金とする。
許可標識票の表示の規定に違反したとき

< 両罰規定 >

- ・ 犯罪が行われた場合に行為者本人のほかに、その行為者と一定の関係がある他人（法人を含む。）に対しても刑罰を科する旨を定めたものである。これは、行為者本人だけを処罰するだけでなく、法人等にも刑を科すことにより本来の趣旨を達成させようとして設けられているものである。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 第29条の規定にかかわらず、市長は、施行日に限り、推進会議の意見を聴かずに、第5条第1項第1号、第2号及び第6号並びに同条第2項の区域の指定をし、並びに第7条及び第8条に規定する基準等を定めることができる。

（経過措置）

- 3 施行日前に、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下「県条例」という。）の規定によりなされた許可、処分、手続その他の行為で、この条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この条例施行の際現に県条例の規定に基づき適法に表示されている広告物、又は設置されている掲出物件で、第5条又は第7条に規定する基準に適合しないこととなるものは、施行日から当該広告物又は掲出物件の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。）の規定による耐用年数をいう。以下同じ。）の満了の日までの間（施行日における当該広告物等の耐用年数の残存期間が10年未満のものにあつては、10年間）は、当該広告物の表示又は掲出物件の設置の許可に係わる県条例の基準を適用するものとする。

【趣旨】

- ・ 新たに規制対象となった地域や物件等に現に適法に表示がなされていた広告物等については、新しい法制度に円滑に移行するため、経過措置を規定する。

【解説】

- ・ 神奈川県条例で許可を受けた広告物については、それが継続して設置されている間は、新基準の適用を必要としない。

- ・ 本市の条例では、現に存する物件については、その使用が可能な期間内は、設置を認めることとする。その期間は、10年又は法定耐用年数のうちいずれか長い期間とする。

(参考) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)による

法定耐用年数

第一 機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

建物附属設備	前掲のもの以外のもの 及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	18年
		その他のもの	10年
構築物	広告用のもの	金属造のもの	20年
		その他のもの	10年